

改正	昭和47年9月9日条例第102号	昭和48年3月16日条例第17号
	昭和48年12月24日条例第76号	昭和49年3月29日条例第10号
	昭和52年3月31日条例第4号	昭和54年3月29日条例第14号
	昭和57年3月30日条例第2号	昭和59年3月31日条例第9号
	昭和59年10月16日条例第28号	昭和60年12月23日条例第15号
	昭和62年4月1日条例第8号	昭和63年3月31日条例第5号
	平成元年3月14日条例第3号	平成2年3月31日条例第4号
	平成4年3月31日条例第7号	平成5年3月31日条例第1号
	平成6年3月31日条例第1号	平成7年3月31日条例第3号
	平成8年3月31日条例第2号	平成12年10月13日条例第65号
	平成18年3月31日条例第7号	

沖縄県特別会計設置条例をここに公布する。

沖縄県特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

一部改正〔昭和52年条例4号〕

(歳入及び歳出)

第2条 前条の特別会計においては、別表第1ウの欄に掲げる収入をもつてその歳入とし、同表エの欄に掲げる支出をもつてその歳出とする。

一部改正〔昭和52年条例4号〕

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和62年条例8号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令（昭和47年政令第149号。以下「令」という。）第2条第3項の規定により、沖縄県が承継する権利及び義務のうち別表第2の左欄に掲げる旧琉球政府の特別会計に属する権利及び義務は、それぞれ同表右欄に掲げる県の特別会計が承継する。
- 3 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「特別措置法」という。）第34条及び第154条第1項並びに令第1条第3項及び第2条第3項の規定により、沖縄県が承継する別表第3の左欄に掲げる旧琉球政府の特別会計及び一般会計に係る債権及び債務は、別に定めるもののほか、同表右欄に掲げる旧琉球政府の債権及び債務の処理に関する特別会計のそれぞれの勘定に承継する。
- 4 特別措置法第39条の規定により、沖縄県が承継する沖縄下水道公社に係る権利及び義務は、沖縄県下水道事業特別会計が承継する。

附 則（昭和47年9月9日条例第102号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年度の予算から適用する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの間における沖縄県中小企業近代化資金特別会計（以下「近代化特会」という。）に係る業務の取扱いに要した経費については、沖縄県中小企業振興資金特別会計（以下「振興特会」という。）において経理したものとみなす。
- 3 昭和47年度において、この条例の施行の日の前日までに近代化特会において支出し、又は債務を負担したものは、同年度の振興特会の予算に基づいてしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日の前日までに収入した昭和47年度分の近代化特会の歳入は、同年度の振興特

会の歳入とみなす。

- 5 この条例の施行の際近代化特会に属する権利義務は、振興特会に帰属するものとする。

附 則（昭和48年3月16日条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行前に一般会計における婦人更生資金の貸付けに係る債権及び債務は、沖縄県婦人更生資金特別会計に帰属するものとする。

附 則（昭和48年12月24日条例第76号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日条例第10号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第4号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

- 2 沖縄県畜産経営特別資金特別会計及び沖縄県医療福祉基金特別会計の昭和51年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

- 3 沖縄県畜産経営特別資金特別会計及び沖縄県医療福祉基金特別会計の昭和51年度の出納の完結の際これらの会計に属する現金は、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

附 則（昭和54年3月29日条例第14号抄）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（昭和54年6月規則第28号で、同54年6月28日から施行）

附 則（昭和57年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月16日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月23日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際沖縄県畜産振興資金特別会計に属する権利義務は、沖縄県農業改良資金特別会計が承継する。

- 3 沖縄県畜産振興資金特別会計の昭和59年度及び昭和60年度の決算に関しては、なお従前の例による。

- 4 沖縄県畜産振興資金特別会計の昭和60年度の決算上生ずる剰余金は、沖縄県農業改良資金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

附 則（昭和62年4月1日条例第8号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第4号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第7号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 沖縄県総合運動公園用地取得特別会計の平成3年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日条例第1号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際沖縄県婦人更生資金特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

- 3 沖縄県婦人更生資金特別会計の平成4年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、な

お従前の例による。

附 則（平成6年3月31日条例第1号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県母子福祉資金特別会計及び沖縄県寡婦福祉資金特別会計（以下これらの会計を「旧特別会計」という。）の平成5年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 旧特別会計の平成5年度の決算上生ずる剰余金は、沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計（以下「新特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。
- 4 この条例の施行の際旧特別会計に属する権利義務は、新特別会計に帰属するものとする。

附 則（平成7年3月31日条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月31日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月13日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第7号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際旧琉球政府の債権及び債務の処理に関する特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。
- 3 旧琉球政府の債権及び債務の処理に関する特別会計の平成17年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 4 旧琉球政府の債権及び債務の処理に関する特別会計の平成17年度の決算上生ずる剰余金は、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

別表第1（第1条、第2条関係）

ア 特別会計	イ 事務又は事業	ウ 収入	エ 支出
1 沖縄県農業改良資金特別会計	農業改良資金の貸付事業に関すること。	一般会計繰入金、借入金、貸付金償還金、繰越金及び附属諸収入	農業改良事業資金貸付事業費、一般会計繰出金、借入金償還金及びその他の諸支出
2 沖縄県中小企業振興資金特別会計	中小企業振興資金の貸付事業に関すること。	一般会計繰入金、借入金、貸付金償還金、繰越金、令第2条第3項の規定により承継した現金（以下「承継現金」という。）及び附属諸収入	中小企業振興資金貸付事業費、一般会計繰出金、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
3 沖縄県下地島空港特別会計	下地島空港の建設及びその運営に関すること。	一般会計繰入金、使用料、財産収入、着陸料、操縦練習使用料、国庫支出金、借入金、寄附金、繰越金（承継現金を含む。）及び附属諸収入	空港の建設費、用地取得（造成を含む。）及びその管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
4 沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関すること。	一般会計繰入金、借入金、貸付金償還金、繰越金及び附属諸収入	母子福祉資金貸付事業費、寡婦福祉資金貸付事業費、借入金償還金及びその他の諸支出
5 沖縄県下水道事業特別会計	下水道施設の建設及びその運営に関すること。	国庫支出金、一般会計繰入金、借入金、使用料、繰越金（特別措置法第39条の規定により承継した現金を	下水道施設の建設（用地の取得を含む。）及びその管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びに

6	沖縄県所有者不明土地管理特別会計	所有者不明土地の管理に関すること。	含む。)及び附属諸収入 財産収入、繰越金(承継現金を含む。)及び附属諸収入	その他の諸支出 所有者不明土地の管理に要する経費及びその他の諸支出
7	沖縄県中央卸売市場事業特別会計	沖縄県中央卸売市場の建設及びその運営に関すること。	国庫支出金、一般会計繰入金、借入金、使用料、繰越金及び附属諸収入	沖縄県中央卸売市場の建設及びその管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
8	沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	中城湾港(新港地区)の工業用地及び都市再開発等用地の取得造成並びにその売却に関すること。	国庫支出金、一般会計繰入金、借入金、財産収入、繰越金及び附属諸収入	中城湾港(新港地区)の工業用地及び都市再開発等用地の取得造成に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
9	沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	宜野湾港の建設及びその運営並びに都市再開発等用地の取得造成及びその売却に関すること。	一般会計繰入金、使用料、財産収入、借入金、繰越金及び附属諸収入	宜野湾港の建設費、用地の取得造成及びその管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
10	沖縄県自由貿易地域特別会計	沖縄自由貿易地域の管理運営に関すること。	一般会計繰入金、借入金、使用料、繰越金及び附属諸収入	沖縄自由貿易地域の管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
11	沖縄県産業振興基金特別会計	産業振興基金事業及び産業振興基金の管理運営に関すること。	国庫支出金、一般会計繰入金、財産収入、繰越金及び附属諸収入	産業振興基金事業費、産業振興基金管理運営費、産業振興基金への積立金及びその他の諸支出
12	沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	中城湾港(新港地区)港湾関連施設等の整備及びその管理運営に関すること。	一般会計繰入金、使用料、借入金、繰越金及び附属諸収入	中城湾港(新港地区)の建設(造成を含む。)及びその管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
13	沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	中城湾港マリン・タウン・プロジェクトの都市再開発等用地の取得造成及びその売却並びに港湾関連施設等の整備及びその管理運営に関すること。	一般会計繰入金、借入金、使用料、財産収入、繰越金及び附属諸収入	中城湾港マリン・タウンプロジェクトの都市再開発等用地の取得造成費、港湾の建設(造成を含む。)及びその管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
14	沖縄県駐車場事業特別会計	駐車場の建設及び管理運営に関すること。	一般会計繰入金、使用料、借入金、繰越金及び附属諸収入	駐車場の建設費、その管理運営に要する経費、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
15	沖縄県公共用地先行取得事業特別会計	公共用地の先行取得に関すること。	一般会計繰入金、借入金、財産収入、繰越金及び附属諸収入	公共用地の先行取得に要する経費、一般会計繰入金、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
16	沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土	中城湾港(泡瀬地区)の都市再開発等用地の取得造成及びその売却に	一般会計繰入金、借入金、財産収入、繰越金及び附属諸収入	中城湾港(泡瀬地区)の都市再開発等用地の取得造成に要する経費、借入金償

地造成事業特別会計	関すること。	還金及び利子並びにその他の諸支出
-----------	--------	------------------

一部改正〔昭和47年条例102号・48年17号・76号・49年10号・52年4号・54年14号・57年2号・59年9号・28号・60年15号・62年8号・63年5号・平成元年3号・2年4号・4年7号・5年1号・6年1号・7年3号・8年2号・12年65号・18年7号〕

別表第2（附則第2項関係）

所有者不明土地管理特別会計	沖縄県所有者不明土地管理特別会計
中小企業近代化資金融通特別会計	沖縄県中小企業振興資金特別会計
訓練飛行場特別会計	沖縄県訓練飛行場特別会計
寡婦福祉資金特別会計	沖縄県寡婦福祉資金特別会計
母子福祉資金特別会計	沖縄県母子福祉資金特別会計

一部改正〔昭和47年条例102号・52年4号〕

別表第3（附則第3項関係）

アメリカ合衆国使用土地の借賃等に関する特別会計	借賃等勘定
特定物資価格安定資金特別会計	特定物資価格安定資金勘定
社会保険特別会計（医療保険勘定）	医療保険勘定
旧琉球政府の一般会計及び特別会計に属するもの（規則で定めるものを除く。）	一般勘定

一部改正〔昭和52年条例4号〕